日調連発第２０４号
令和２年９月２９日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

不動産登記事務取扱手続準則の一部改正等について（参考送付）

標記について、法務省民事局民事第二課から、別添のとおり情報提供がありましたので、参考までに送付します。

別添１

機密性２　完全性２　可用性２

法務省民二第７４０号
令和２年９月２４日

法　務　局　長　殿
地方法務局長　殿

法務省民事局長
（公印省略）

不動産登記事務取扱手続準則の一部改正について（通達）

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第９号）の施行に伴い，平成１７年２月２５日付け法務省民二第４５６号当職通達「不動産登記事務取扱手続準則」の一部を下記のとおり改正し，本年１０月１日から施行することとしましたので，この旨貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

記

次の表により，改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改　　正　　後	改　　正　　前
（登記官による本人確認） 第３３条　［略］ ２～４　［略］ ５　登記官は，文書等の提示を求めた場合は，提示をした者の了解を得て，当該文書（国民健康保険，船員保険，後期高齢者医療保険若しくは健康保険の被保険者証，健康保険日雇特例被保険者手帳，国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証又は私立学校教職員共済制度の加入者証にあっては保険者番号及び被保険者等記号・番号（それぞれ国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）第１１１条の２第１項に規定する被保険者記号・番号等，船員保険法（昭和１４年法律第７３号）第１４３条の２第１項に規定する被保険者等記号・番号等，高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号）第１６１条の２第１項に規定する被保険者番号等，健康保険法（大正１１年法律第７０号）第１９４条の２第１項に規定す	（登記官による本人確認） 第３３条　［同左］ ２～４　［同左］ ５　登記官は，文書等の提示を求めた場合は，提示をした者の了解を得て，当該文書（国民年金手帳（国民年金法（昭和３４年法律第１４１号）第１３条第１項に規定する国民年金手帳をいう。）にあっては基礎年金番号（同法第１４条に規定する基礎年金番号をいう。以下この項において同じ。）が記載された部分を除き，個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第７項に規定する個人番号カードをいう。）にあってはその裏面を除く。）の写しを作成し，本人確認調書に添付するものとする。ただし，了解を得ることができない場合にあっては，文書の種類，証明書番号その他文書を特定することができる番号等の文書の主要な内容（基礎年金番号及び個人番

る被保険者等記号・番号等，国家公務員共済組合法（昭和３３年法律第１２８号）第１１２条の２第１項に規定する組合員等記号・番号等，地方公務員等共済組合法（昭和３７年法律第１５２号）第１４４条の２４の２第１項に規定する組合員等記号・番号等又は私立学校教職員共済法（昭和２８年法律第２４５号）第４５条第１項に規定する加入者等記号・番号等をいう。以下この項において同じ。）が記載された部分を除き，国民年金手帳（国民年金法（昭和３４年法律第１４１号）第１３条第１項に規定する国民年金手帳をいう。）にあっては基礎年金番号（同法第１４条に規定する基礎年金番号をいう。以下この項において同じ。）が記載された部分を除き，個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第７項に規定する個人番号カードをいう。）にあってはその裏面を除く。）の写しを作成し，本人確認調書に添付するものとする。ただし，了解を得ることができない場合にあっては，文書の種類，証明書番号その他文書を特定することができる番号等の文書の主要な内容（号（同条第５項に規定する個人番号をいう。）を除く。）を本人確認調書に記録すれば足りる。

保険者番号及び被保険者等記号・番号，基礎年金番号並びに個人番号（同条第５項に規定する個人番号をいう。）を除く。）を本人確認調書に記録すれば足りる。

別記第５１号（第３３条第３項関係）

本人確認調書

調査年月日		平成　年　月　日
調査担当者		㊞
調査対象の登記		受付の年月日【平成　年　月　日】 受付番号【第　号】 登記の目的【　】
調査対象者（申請人）		住所 氏名 □登記義務者　□登記権利者　□その他（　）
申請人となるべき者以外の者が申請しているときはそのような相当の理由の概要		
調査	調査の相手方	□本人　□代理者代理人（氏名　）　□その他（　）
調査	調査方法	□面談による調査（年　月　日午前・午後　時　分） □電話による事情聴取（年　月　日午前・午後　時　分） □資料の提出 □その他（　）
内容	確認資料	①運転免許証　②在留カード　③特別永住者証明書 ④個人番号カード（注２）　⑤住民基本台帳カード　⑥旅券 □原本（　） □写し（注１） ⑦被保険者証（注３・注４）　⑧年金証書類（注４） ⑨国民年金手帳（注５） ⑩その他（　）
調査結果	申請の撤回の有無の判断	申請の撤回か　□　ある。 □　ない。
調査結果	理由	
証拠資料		□確認資料の写し（注１） □その他（　）

（注１）　確認した資料の番号を記載する。
（注２）　表面の写しは作成しない。また，個人番号は記載しない。
（注３）　被保険者証の種類を記載する。
（注４）　写しの保険者番号及び被保険者等記号・番号部分は塗抹する。また，保険者番号及び被保険者等記号・番号部分は記載しない。
（注５）　写しの基礎年金番号部分は塗抹する。また，基礎年金番号は記載しない。

別記第５１号（第３３条第３項関係）

本人確認調書

調査年月日		平成　年　月　日
調査担当者		㊞
調査対象の登記		受付の年月日【平成　年　月　日】 受付番号【第　号】 登記の目的【　】
調査対象者（申請人）		住所 氏名 □登記義務者　□登記権利者　□その他（　）
申請人となるべき者以外の者が申請しているときはそのような相当の理由の概要		
調査	調査の相手方	□本人　□代理者代理人（氏名　）　□その他（　）
調査	調査方法	□面談による調査（年　月　日午前・午後　時　分） □電話による事情聴取（年　月　日午前・午後　時　分） □資料の提出 □その他（　）
内容	確認資料	①運転免許証　②在留カード　③特別永住者証明書 ④個人番号カード（注２）　⑤住民基本台帳カード　⑥旅券 □原本（　） □写し（注１） ⑦被保険者証（注３）　⑧年金証書類 ⑨国民年金手帳（注４） ⑩その他（　）
調査結果	申請の撤回の有無の判断	申請の撤回か　□　ある。 □　ない。
調査結果	理由	
証拠資料		□確認資料の写し（注１） □その他（　）

（注１）　確認した資料の番号を記載する。
（注２）　表面の写しは作成しない。また，個人番号は記載しない。
（注３）　被保険者証の種類を記載する。
（注４）　写しの基礎年金番号部分は塗抹する。また，基礎年金番号は記載しない。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

別添２

機密性２　完全性２　可用性２

事　務　連　絡
令和２年９月２４日

法務局民事行政部首席登記官（不動産登記担当）　殿
地方法務局首席登記官（法人登記担当を除く。）　殿

法務省民事局民事第二課　山本補佐官

不動産登記事務取扱手続準則の一部改正に係る事務の取扱いについて

標記の改正については，本日付け法務省民二第７４０号をもって法務局長及び地方法務局長宛てに通達されたところですが，これに伴う登記事務の取扱いに当たっての留意点は，下記のとおりとなりますので，貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

なお，「準則」とあるのは本日付け法務省民二第７４０号による改正後の不動産登記事務取扱手続準則（平成１７年２月２５日付け法務省民二第４５６号法務省民事局長通達）をいいます。

おって，準則第３３条第５項の規定は，登記官が本人確認の際に提示等を求めた文書等の写しの作成等をする際の代表的な取扱いを示したものであり，本改正により，同項の適用対象となる文書等の範囲を変更するものではありません。

記

１　国民健康保険，船員保険，後期高齢者医療保険若しくは健康保険の被保険者証，健康保険日雇特例被保険者手帳，国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証又は私立学校教職員共済制度の加入者証（以下「被保険者証」という。）を特定することができる文書の内容

本人確認資料として被保険者証が提示された場合において，その写しを作成することについての了解を得ることができないときに本人確認調書に記載する被保険者証を特定する文書の主要な内容（準則第３３条第５項た

だし書）は，当該被保険者証に記載された「生年月日」，「性別」及び「交付年月日」となる。

２　本人確認等のために被保険者証の提示等を求める際の取扱い

法定相続情報一覧図の保管及び交付の申出，不正登記防止申出，登記簿の附属書類の閲覧等の各種手続において，本人確認等のために被保険者証の提示等を求めることは引き続き可能であるが，告知要求制限に抵触しないよう，次の点に配慮されたい。

(1) 被保険者証の提示を受ける場合

被保険者証の保険者番号及び被保険者等記号・番号（それぞれ国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）第１１１条の２第１項に規定する被保険者記号・番号等，船員保険法（昭和１４年法律第７３号）第１４３条の２第１項に規定する被保険者等記号・番号等，高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号）第１６１条の２第１項に規定する被保険者番号等，健康保険法（大正１１年法律第７０号）第１９４条の２第１項に規定する被保険者等記号・番号等，国家公務員共済組合法（昭和３３年法律第１２８号）第１１２条の２第１項に規定する組合員等記号・番号等，地方公務員等共済組合法（昭和３７年法律第１５２号）第１４４条の２４の２第１項に規定する組合員等記号・番号等又は私立学校教職員共済法（昭和２８年法律第２４５号）第４５条第１項に規定する加入者等記号・番号等をいう。以下「被保険者等記号・番号等」という。）を書き写すことのないようにすること。また，当該被保険者証の写しを作成する際には，当該写しにおいて被保険者等記号・番号等を判読することができない程度にマスキングを施すこと。

(2) 被保険者証の写しの送付等を受ける場合

あらかじめ申請者等に対し，送付する被保険者証の写しについて，被保険者等記号・番号等を判読することができない程度にマスキングを施すよう求めること。また，送付を受けた被保険者証の写しの被保険者等記号・番号等につき，これを判読することができない程度にマスキングが施されていない場合には，当該写しの提供を受けた登記所においてマスキングを施すこと。

(3) その他

被保険者証により本人確認等を行う場合において，被保険者等記号・番号等の告知を求めているかのような説明を行わないこと。

3　既に取得又は作成した被保険者証の写し等の取扱い

登記簿の附属書類の閲覧等の各種手続において，閲覧の対象に既に取得又は作成した被保険者証の写しや本人確認調書等が含まれる場合は，閲覧の請求があった時点で，被保険者証の写し等の写しを作成し，被保険者等記号・番号等につき，これを判読することができない程度にマスキングを施した上で，当該写しを閲覧に供するなど告知要求制限に抵触しないように配慮されたい。

（参考）

令和２年７月８日付け総務省自治行政局公務員部福利課，財務省主計局給与共済課，文部科学省高等教育局私学部私学行政課，厚生労働省保険局保険課，厚生労働省保険局国民健康保険課，厚生労働省保険局高齢者医療課事務連絡「医療保険の被保険者等記号・番号等の告知要求制限について」

事　務　連　絡
令和２年７月８日

各府省等法令担当課長　殿

総務省自治行政局公務員部福利課
財務省主計局給与共済課
文部科学省高等教育局私学部私学行政課
厚生労働省保険局保険課
厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課

医療保険の被保険者等記号・番号等の告知要求制限について

医療保険の被保険者証については、従来から、様々な取引、届出等の場面において、本人確認等を目的として用いられているものと承知しています。

今般、医療保険の被保険者等記号・番号が個人単位化されることに伴い、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第９号。以下「改正法」という。）により、保険者番号及び被保険者等記号・番号（以下「被保険者等記号・番号等」という。）について、個人情報保護の観点から、健康保険事業又はこれに関連する事務の遂行等の目的以外で告知を求めることを禁止する「告知要求制限」の規定が設けられました。

告知要求制限の規定は令和２年10月１日から施行され、同日以降、原則として、本人確認等を目的として被保険者等記号・番号等の告知を求めることが禁止されます。

告知要求制限の対象となる被保険者等記号・番号等や、本人確認等のために被保険者証の提示等を求める際の留意事項は、下記のとおりですので、各省庁におかれては、内容を御了知いただくとともに、適切な取扱いが行われるよう、関係団体に周知いただくようお願いします。

記

１　告知要求制限の対象となる被保険者等記号・番号等について

告知要求制限の対象となる被保険者等記号・番号等は、次に掲げる記号・番号等である。

・健康保険法（大正11年法律第70号）第194条の２第１項に規定する「被保険者等記号・番号等」（保険者番号及び被保険者等記号・番号）

・船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）第 143 条の２第１項に規定する「被保険者等記号・番号等」（保険者番号及び被保険者等記号・番号）
・私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）第 45 条第１項に規定する加入者等記号・番号等（保険者番号及び加入者等記号・番号）
・国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）第 112 条の２第１項に規定する組合員等記号・番号等（保険者番号及び組合員等記号・番号）
・国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 111 条の２第１項に規定する「被保険者記号・番号等」（保険者番号及び被保険者記号・番号）
・地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）第 144 条の 24 の２第１項に規定する組合員等記号・番号等（保険者番号及び組合員等記号・番号）
・高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 161 条の２第１項に規定する「被保険者番号等」（保険者番号及び被保険者番号）

２　本人確認等のために被保険者証の提示等を求める際の留意事項について

１に掲げる記号・番号等については、各医療保険制度における被保険者証に記載がなされている。今後も、本人確認等のために被保険者証の提示を求めることは可能であるが、告知要求制限に抵触しないよう、以下の点に留意いただくようお願いする。

・　被保険者証の提示を受ける場合には、当該被保険者証の被保険者等記号・番号等を書き写すことのないようにすること。また、当該被保険者証の写しをとる際には、当該写しの被保険者等記号・番号等を復元できない程度にマスキングを施すこと。
・　被保険者証の写しの送付を受けることにより本人確認等を行う場合には、あらかじめ申請者や顧客等に対し被保険者等記号・番号等にマスキングを施すよう求め、マスキングを施された写しの送付を受けること。また、被保険者等記号・番号等にマスキングが施されていない写しを受けた場合には、当該写しの提供を受けた者においてマスキングを施すこと。
・　被保険者等記号・番号等の告知を求めているかのような説明を行わないこと。例えば、ホームページ等において、「被保険者証の記号・番号が記載された面の写しを送付してください」といった記載を行わないよう留意すること。

【参照条文】

◎　改正法による改正後の健康保険法（抄）

（被保険者等記号・番号等の利用制限等）

第百九十四条の二　厚生労働大臣、保険者、保険医療機関等、指定訪問看護事業者その他の健康保険事業又は当該事業に関連する事務の遂行のため保険者番号及び被保険者等記号・番号（以下この条において「被保険者等記号・番号等」という。）を利用する者として厚生労働省令で定める者（以下この条において「厚生労働大臣等」という。）は、当該事業又は事務の遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る被保険者等記号・番号等を告知することを求めてはならない。

2　厚生労働大臣等以外の者は、健康保険事業又は当該事業に関連する事務の遂行のため被保険者等記号・番号等の利用が特に必要な場合として厚生労働省令で定める場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る被保険者等記号・番号等を告知することを求めてはならない。

3　何人も、次に掲げる場合を除き、その者が業として行う行為に関し、その者に対し売買、貸借、雇用その他の契約（以下この項において「契約」という。）の申込みをしようとする者若しくは申込みをする者又はその者と契約の締結をした者に対し、当該者又は当該者以外の者に係る被保険者等記号・番号等を告知することを求めてはならない。

一　厚生労働大臣等が、第一項に規定する場合に、被保険者等記号・番号等を告知することを求めるとき。

二　厚生労働大臣等以外の者が、前項に規定する厚生労働省令で定める場合に、被保険者等記号・番号等を告知することを求めるとき。

4　何人も、次に掲げる場合を除き、業として、被保険者等記号・番号等の記録されたデータベース（その者以外の者に係る被保険者等記号・番号等を含む情報の集合物であって、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。）であって、当該データベースに記録された情報が他に提供されることが予定されているもの（以下この項において「提供データベース」という。）を構成してはならない。

一　厚生労働大臣等が、第一項に規定する場合に、提供データベースを構成するとき。

二　厚生労働大臣等以外の者が、第二項に規定する厚生労働省令で定める場合に、提供データベースを構成するとき。

5　厚生労働大臣は、前二項の規定に違反する行為が行われた場合において、当該行為をした者が更に反復してこれらの規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対し、当該行為を中止することを勧告し、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な措置を講ずることを勧告することができる。

6　厚生労働大臣は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

（※）　健康保険法のほか、船員保険法、私立学校教職員共済法、国家公務員共済組合法、国民健康保険法、地方公務員等共済組合法、高齢者の医療の確保に関する法律においても同旨の条文が設けられた。